

2026日高教春季独自要請行動

— 教育予算の拡充や待遇・勤務環境の改善をめざして —

6月1日から2日にかけて、東京都千代田区永田町及び関係省庁において、日高教春季独自要請行動が開催された。山能書記次長の進行のもと、議長に小野邦生先生(高知)を選出し、記録を青山浩章先生(徳島)に委嘱した。鯉沼中央執行委員長の挨拶に続き、横田書記長が昨年度の経過報告を踏まえ、本行動の意義を説明した。その後、「決議」(別掲)を若林徹大先生(栃木)が朗読提案し、満場の拍手で採択された。引き続いて、要請団ごとの打ち合わせと決意表明が行われ、午前の部の締めくくりとして、要請に向けて鯉沼中央執行委員長の発声による「団結ガンバロー」で全員が心を一つにした。

午後からは関係省庁・政党要請行動を展開し、要求実現に向けた精力的な取り組みとなった。続く総括集会で各団からの報告により成果を確認し、集会を終了した。その後、各県執行部の統括のもと、各県選出国會議員への要請行動を実施した。



議長を務める
小野邦生先生(高知)

＜文部科学省要請＞



要望書を手交する
由田中央執行委員

文部科学省からは、初等中等教育局財務課企画調査係長、初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導第一係、初等中等教育局特別支援教育課企画調査係、総合教育政策局国際教育課庶務・助成係係長、スポーツ庁地域スポーツ課企画係長、文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室文化活動振興係長の6名が対応し、日高教からは由田中央執行委員(福島)ら4名が参加した。

日高教:1. 学校における働き方改革に関しては、次の事項を実行されたい。

(3) 高校等における部活動の在り方においては、中学校と同様に地域展開を前提として進めることとし、教職員を含む専門的な知識・技術を持つ外部人材が活躍できる仕組みを構築するよう研究を進められたい。さらに、校種を越えた部活動における地域展開を図られたい。地域展開が実現する当面の間は、地方自治体に対して部活動指導員の配置を拡充するとともに、教職員に対する部活動指導手当のさらなる増額を図られたい。

文科省:部活動の地域展開に関しては、昨年12月にガイドラインを策定し、地域展開については公立の中学校を対象としていることを示している。高等学校は、中学校に対して、学校の規模や定時制・通信制のように多様な教育活動が展開されている点も踏まえて、慎重に判断をしている。一方、校種を越えた地域展開については、ガイドラインで示している地域クラブ活動において実現が期待されるだけでなく、学校等の垣根を越えた仲間との繋がりや創出を新たな価値として示している。令和6年度が最新になるが、全国自治体でわれわれの委託事業の実証事業という形で取り組んでおり、その取り組み事例をまとめたものがスポーツ庁、文化庁のホームページにも掲載されている。その取り組みの事例には、中学校だけではなく高等学校の生徒も含まれて、小学生や大人も含めて、多様な形での活動がされている。そのような部分は、自治体のニーズや自治体の実情に合わせていろいろな展開の形があると考え。部活動指導員の配置については、高等学校は地方交付税による地方財政措置されているところである。文化事業についても、運動部活動に関するスポーツ庁と緊密に連携しながら、部活動全体の地域移行や地域での取り組みを一体的に進めている。文化活動については、地域の文化芸術団体を通じて、新たな活動の在り方を推進している。

日高教:地域展開については、義務教育段階ではこれから6年かけて改革実行期間のなかで進められ、高校は先の話と思いがちではあるが、施設の提供や指導員の確保という点で、高校の施設や高校の教員が関わってくると思われる。地域によっては、そのような要請が既に出ていると聞いている。私の在籍校では体操が盛んで体操場もあり、市にはそのような施設はないので、間違いなく在籍校の体操場が活用されると予想される。そのため、義務教育段階から始まるとしつつも、高校段階も無関係ではないと考えている。このように、地域展開における指導員として高校の教員が担当する場合、兼職兼業がポイントになると思われるが、校務分掌として部活動を担当している場合は、土日祝日のみ手当が支給されるが、地域展開における兼職兼業であれば、平日担当した場合においても手当が支給されることが予想される。その場合、校務分掌としての部活動と地域展開における兼職兼業としての指導では待遇に差が出てしまうのではないかと懸念される。これに関して、何か想定されているのか。

文科省:地域展開は、公立の中学校を対象として推進しており、今後、将来的に子どもたちが減るなかで地域展開を進めていくことにより、教員の負担軽減にも繋がるという両輪があると考えている。これを踏まえて地域展開を推進しているところである。冒頭の回答のとおり、主な対象を中学校としているなか、自治体によっては実情に合わせて多様な活動機会が確保されており、場合によっては高校の先生も地域の指導者として入る場合もある。その両輪のところで地域展開が行われている。メインターゲットは中学校になるが、地域の実情においては多様な活動機会が確保されており、令和11年に中間のまとめを行いそこで何らかの方針が示されることについてはご承知いただきたい。

日高教:2. 高校等における教職員定数においては、次の事項を踏まえたものとされたい。

(3) 高校標準法において、教育の質向上に資する観点及び学校現場の勤務実態、現代の生徒の実態を踏まえて、30人となるよう定数を改善されたい。

文科省:定数の関係については、ご承知のように、本年の通常国会においてまず義務標準法を改正し、中学校1年生から35人学級という形で令和10年度まで改善していくことを検討させていただいた。これは、平成23年に小学校1年生を35人学級にし、令和3年度から小学2年生以降随時学級編制の標準を引き下げ、それに引き続く形で、きめ細かな指導体制が充実できるように中

学校の標準を引き下げた。そのうえで、高校についても指導体制の充実という点で検討しているが、高校教育改革におけるグランドデザインの動きや、中教審において養成課程や教育課程の議論を注視しているところである。全体を見ていくなかで、どのような指導体制で支えていくのかについてはともに検討していければと考える。

日高教: 現在の40人学級に関して、高校標準法が改正したのが第6次改正の平成17年で、現在に至るまで20年以上経っている。少子高齢化が進んでおり、そろそろ時代に合わせて変更すべきではないかというのが現場の声である。また、35人よりも30人の方が良い理由として、35人は7と5でしか割れないが、30人であれば2、3、5、6、の4つで割りグループを作ることができる。生徒の数もその状況に応じて数を多くしたり少なくしたりして、様々な指導ができる。進学校では、文系・理系に分けると、教室によっては45人・48人学級が編成されてしまう。進学校からは特に学級人数に関して要望が出ている。生徒が減ことで教員定数も削減されるが、校務分掌は変わらないため、1人の仕事が増えてしまう。担任のなり手についても、希望者があまりいないのが現場の実情である。全体として文科省としても指導力を発揮していただきたい。

文科省: 高校は学級ごとではなく、実際の運用は教科ごとになっているケースがある。法律も学級や人数ベースで実施しているものと収容定員ベースで実施しているものがある。収容定員だと若干余裕があると考え、令和11年度に引き続いてやるかどうか決めているわけではない。色々整理しないといけない論点があり、反対に完成する令和10年度まで、文科省としては何もしないわけではない。定数改善もしており、実際に高校のグランドデザインの動きがあるなかで、うまく連携していくような形で指導体制が踏襲できないかと考えている。中学校の35人学級は40年ぶりに行ったが、これで終わりではなく、どれだけきめ細かい指導ができるのか、大学に接合していく部分も含めて引き続き検討させていただきたい。

日高教: 3. 高校等における給与体系において、大学などの高等教育への接続及び企業をはじめとした地域社会への橋渡しを担う状況などの実態を踏まえたものとされたい。

(2) 高校等の教育の質向上、通級指導等による多様な生徒への対応、専門性にもとづく業務実態及び人材確保の観点から、高校等に勤務する教育職に対して最終学年担任に対する進路指導手当等の制度化及び部活動指導手当と主任手当の増額を検討されたい。また、特別支援学校においても担任手当を制度化されたい。

文科省: 令和7年の給特法改正で、ご承知のように教職調整額を令和12年度までに4%から10%に改善していくこととなった。特別支援学校にはないが、学年、学級担任を想定して義務特手当の3,000円の加算も行っている。基本的に、この教職調整額の引き上げも含めて令和12年度までに処遇を改善していくことが前提ではあるが、法律の補足にも記載されているように、令和10年1月以降に中間検証という形で文科省と財務省で給与率の引き上げも含めて検討を行うことが定められている。先ほどの回答と重複するが、実際に学校における働き方改革はどの程度進んでいるのか、教育課題がどのように変化しているのかを総合的に考えていくなかで、処遇の在り方も検証していくこととなっている。ご意見は、検証のなかで引き続き参考とし、考えさせていただきたい。

日高教: 今回担任手当を支給していただき非常にありがたく思っている。担任をやりたいがらないケースの主な理由として、高校は3年生担任の業務量の多さが挙げられる。進路指導や就職指導の負担が大きいこと、入試に関わるものでは、調査書の精査がとても負担となる。多くの学校では、3年担任を務めると同時に進路指導部に配属となって進路業務も担当する。一般企業で言う営業業務も担うため、業務量が大きく増えることから、進路指導手当等を制度化できないか、要請したところである。また、主任を担当すると、他の委員会などの会議にも出席することとなる。そのため、手当の増額も含めて検討いただきたい。

日高教: 4. 高校教育の質向上に関しては、次の事項を実行されたい。

(5) 高校・特別支援学校における障害や不登校等の多様な背景のある児童生徒及び日本語指導が必要な帰国・外国人生徒等の特別な配慮が必要な児童生徒に対する支援においては、地方財政措置等によらず国が責任を持って対応できるよう、文科省の単独事業による対応が可能となる制度を構築されたい。具体的には、これらの対応に必要な人員・財政措置において、文科省において単独事業として確保し、必要な自治体に支援されたい。

文科省: 障害のある児童生徒の支援については、特別支援教育課としては、特別支援教育支援員や、医療的ケアが必要な児童生徒に対して医療的ケア看護職員の配置を行っている。前者特別支援教育支援員は、制度として地財措置になっている。地財措置としている経緯としては、成立した時に既に取り組みとして広く配置されていたり、配置実態として地域の実情に応じて弾力的に配置がされていたりした場合、安定的な財源の確保という観点で、現状は地財措置が講じられている。一方、医療的ケア看護職員は、予算事業として配置をしている。国が3分の1、地方公共団体が3分の2を負担するという一方で、国と地方自治体で医療的ケア看護職員の方を配置できるよう補助している。地財措置にするか、単独事業による制度で配置していくのかについては、配置する職員の性格によるところがあるため、今回、貴重なご要望の機会をいただいております。ご意見や実態を聞きながら、どのような制度が可能になるのか、こちらとしても検討させていただきたい。

不登校等の様々な背景を抱える児童生徒に対する支援については、多様な学びの場の確保や教育相談体制の充実を進めていかなければならないと認識している。そのなかで現状行っていることは、学びの多様化学校の設置促進や、スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャルワーカーの充実、県の教育支援センター等を中心としたアウトリーチ支援等を行っている。いずれも補助金の事業で行っており、要望のとおり人員や財政措置については、文科省にて単独事業で行っている。以上の点も含めて何ができるのか、ご要望いただきながら考えていきたい。

日本語指導が必要な児童生徒について、現状増加しているなかで、支援を充実させるとともに、地域の実情に応じた体制整備への支援が必要と認識している。文科省においては、これまで日本語指導のための特別な教育課程の制度化や、日本語指導補助者等の配置への財政支援などを行ってきた。また現在、文科省の有識者会議において、プリクラスなど日本語教育の初期指導を強化すること、どの地域でも一定水準の指導が行えるよう国が指導して、指導、内容、方法に関するガイドラインを作成すること、日本語指導補助者等の配置への支援を拡充すること等が議論されている。このような議論を踏まえ、外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実に必要な予算の確保については努めていくところである。

日高教: 外国人や特別支援の生徒に関して、地財措置法等でたくさんの支援頂いているが、近年、クラスに1人や2人不登校の児童生徒がいるのは当たり前となっている。中学校に通えない生徒は高校でも通うことができないことが多い。また、高校と支援学校を併願して高校に受かったから通うという生徒も増えている。また、両親ともに英語圏ではない外国籍の生徒が増えており、英語だったら英語教員で対応できるが、その他の言語になると学校では対応できなくなるので、その部分の支援の補助金化をぜひお願いしたい。

＜総務省要請＞



要望書を手交する
山能書記次長

総務省からは、自治行政局公務員部給与能率推進室給与第二係長、地域力創造グループ地域自立応援課併任人財力活性化・連携交流室総務事務官、情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室、自治財政局調整課調整係長、自治財政局交付税課総務事務官、の5名が対応し、日高教から山能書記次長(愛媛)ら4名が参加した。

日高教:1. 地方公務員法第24条2項にもとづき、地方公務員の生活が維持・改善できる給与水準を確保するよう各自治体に助言されたい。

総務省:地方公務員の給与は、地方公務員法第24条第2項に規定される均衡の原則等にもとづき、各地方公共団体が条例で定めるものである。総務省としては、住民の理解と納得が得られる適正な給与水準となるよう、これまでも必要な助言を行っている。

日高教:教員採用試験の受験者数は減少傾向にあり、愛媛県においても小学校・高校を中心に志願者が大幅に減少している。他県でも同様の状況が見られ、教職の魅力向上は喫緊の課題である。教職は未来を担う子どもの成長に直接関わることができる魅力ある職業である一方、学校の魅力化や新たな教育課題への対応により業務量は増加している。働き方改革が進められているものの、人員不足もあり、十分な改善には至っていない。教職の魅力向上につながる処遇改善について検討をお願いしたい。

日高教:2. 総務省の令和8年度概算要求事項において、次の事項を反映されたい。

(5) 活力ある地方創りの取り組みに関して、地域の活性化、魅力化及び人材力活性化の強化を目的に、地域、地元企業、NP0や大学等が連携し、地域における次世代の担い手となる高校生及び高校等と協働して取り組むことのできる新たな制度の創設と財政的措置を図られたい。

総務省:総務省として現在取り組んでいるものとして、「都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業」がある。農山漁村での宿泊体験や自然活動などを通じて学ぶ意欲や自立心、規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や関係人口の創出・深化に寄与する事業に国費を付けている。イメージしやすい取り組みとしては、「子供農山漁村交流新事業」がある。送り側と受入側の自治体が連携して取り組む宿泊体験活動をモデルとして、その実証・調査により得られた成果やノウハウを全国へ展開するというものである。特に自治体にはなるが、農山漁村活動を送り側と受入側の双方で計画を立案してもらい、その実証をしていただくことで地域とのつながりや学校と地域間のつながりを強めることが期待できる。引き続き総務省としては、子どもの農山漁村交流促進事業を通じて、子どもたちの地域との連携や地域の活性化に寄与していきたいと考えている。

日高教:島根県では現在、地域おこし協力隊が約400名おり、高校においては探究活動に携わっていただいている。学校と地域おこし協力隊との連携・調整は教員が担っており、派遣に係る手続きの業務負担が大きくなっている。私の勤務校では、町で採用された地域おこし協力隊の方が派遣され、地域コーディネーターを担っているため、教員の負担が軽減され大変助かっている。しかしながら、地域おこし協力隊の任期は3年と短く、地域に根ざした取り組みを行いにくい状況となっている。教育に関わる取り組みには時間がかかるため、継続的に人材が確保できるような制度設計をしていただけるとありがたい。また、都市部との交流事業は関係人口の創出に効果を上げているが、島根県には私立大学がなく、進学や就職を機に県外へ流出するケースが多い。地域定着を促進するためには、進学先や就職先の確保など、より総合的な施策が必要である。

総務省:地域コーディネーターについては、われわれが委託しているコーディネーターの方がその地域でいらっしゃる場合、紹介することは可能である。しかしながら、活用するには「都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業」に手を上げていただき、自治体を通じて進めていくことになる。自治体主導で、教育機関と連携しながら進めていく形であれば、地域コーディネーターを紹介することは可能である。

日高教:2. (6) 近年、生成AI技術の発展が著しく、生徒に個別最適化された学習の提供が期待される一方で、発達段階に応じた活用の仕方等には課題があることから、生成AI関連の生徒向け研修素材の充実を図られたい。

総務省:令和5年度に「生成AIはじめの一步」という教材を当室から出しているが、最近この教材で練習をしたいとの問い合わせが多い。ただし、ここ数年で生成AIの技術は進歩しており、同時にリスクも増えてきている。このような状況を踏まえ、教材を更新していくとともに、教職員の方々が使いやすいように指導のガイドラインを設けたり、授業にあった教材を採択したりするなど生徒向けの教材を作成することも検討していく。

日高教:生成AIの指導については、教員の自己研鑽の上で成り立っているのが現状である。生成AIに興味を持たれている教員は独学で生成AIを学び、生徒への指導につながられているが、興味を持たれていない方や苦手な方についてはどうしたらよいのかも分からず、活用に至っていない状況である。総務省において、今後SNSにおける動画や教材の更新、新たな教材の作成等を進めていただけるとのことで、10分程度の教材をいくつか作成していただけると授業で活用しやすいものとなるため、ぜひお願いしたい。また、指導にあたり教員任せになっているところがあること、また研修に活用できる教材があると教員の指導力向上につながることから、研修用の教材についても作成していただきたい。最近、生徒は生成AIを頻繁に使用するようになってきた。その活用方法については十分な理解をしないまま、使用している様子が見え始める。反省文や感想文を書く際に、自分で考えず、生成AIで体裁のみ整えて提出することがよく見受けられる。思考が深まらず、主体的な学びが失われるのではないかと危惧している。教育現場においては生成AIに係る指導は喫緊の課題となっているため、できる限り早期の教材整備をお願いしたい。

日高教:3. 地方における公立高校教育などの地域公共サービスの重要性から、その財源を保障するため、令和8年度地方財政計画及び地方交付税総額の拡充を図られたい。基準財政需要額の算定における高等学校費及び特別支援学校費の単位費用においては、高校段階における都道府県教育費の基準財政需要額に対する実支出額が2割程度上回っている状況及び教職員の働き

方改革、学校現場の実態に即したものとなるよう増額されたい。

総務省:これまで教育等の財源の確保については、関係省庁に対して要請を行ってきた。地方単独事業部も含めて地方財政計画の歳出に適切に計上した上で地方交付税措置を行っている。令和8年度においては、いわゆる高校授業料無償化の国と地方の負担については国4分の3、地方4分の1となったが、これに伴う地方負担約2,900億円については全額を地方財政計画の歳出に計上している。また、高校授業料無償化の影響への対応については、地方段階や地域の実情に応じて公立高校等における今後の世界経済の発展や人材輩出に向けた取り組みにつながるように、新たに高等学校教育改革等推進事業費として1,000億円計上したところである。われわれとしては、公立高校の運営等に対し、引き続き適切な特別措置を行うとともに、公立高校の振興に向けて文科省と連携しながら進めていきたいと考えている。

日高教:学校の施設・設備や運営に係る予算に関して現状をお伝えする。学校の施設・設備の改修については、現在各都道府県で行っているが、乾式トイレの導入や体育館の冷暖房の完備などは進んでいる学校と進んでいない学校がある。教育設備の更新や老朽化への対応に対する必要な予算については国において支援していただきたい。教育環境の整備においては学校の規模による格差や地方による格差が見受けられる。これまでも様々な予算措置をしていただいているが、現状としては足りない状況であり、格差が是正されるよう配慮していただきたい。また、学校運営に係る予算については、冷暖房の運営費が占める割合が増えており、部活動での遠征や出張に係る旅費などを削減して対応する事態が生じている。中東情勢の悪化によりエネルギー価格が高騰し、今後このような状況は深刻化していくものと思われる。このような状況を鑑み、地方財政計画及び地方交付税総額の拡充をお願いしたい。

〈財務省要請〉

財務省からは、主計局文部科学係主計官補佐1名が対応し、日高教からは鈴木中央執行委員長(福島)ら4名が参加した。

日高教:9. 高校授業料無償化においては、公立高校の志願者数を低下させないよう、就学支援金の差額分を公立高校に支給し、教育環境水準向上のための措置を図られたい。

財務省:財務省としては、次の文科省概算要求に従って内容を精査していくつもりである。

日高教:高校の高校授業料無償化となる枠が拡大され、私立学校へ通う世帯についても授業料が実質的に無償化になった。生徒や保護者たちにとっては、私立学校も含めて、家計の財政負担を抑えることができ、選択肢が広がっている。その一方で、公立高校の志願倍率が急激に下がってきている。私立高校は志願者が減らないなか、公立だけ志願者が減ってきており、より一層公立高校の統廃合が進んでいく状況である。授業料無償化については、これ自体は大変歓迎されることではあるものの、それが私立と公立の格差を生み、大きな差となり続けかねない、と危惧している。公立高校では校舎なども老朽化してきており、学校内を修繕していくために必要な予算を確保することも難しい状況である。一つのアイディアとして私立学校の授業料無償化にあたって支給されている金額と公立学校の授業料無償化にあたって支給されている金額の差分について、公立高校の魅力化に少しでも資するようなものに使えるように支給することができないか。

財務省:就学支援の観点から私立高校も含めた授業料が実質無償となるよう支援が行われている。差額分を公立高校へ支給するとすると、就学支援ではなく公立高校への財政支援という要望になり、助成の趣旨が変わってしまう。公立高校においては設置者である都道府県の責任において学校をつくる、改修する必要がある。ご指摘のとおり、私学シフトという状況が発生してきていることもあるかもしれないが、その分の予算を公立高校に渡すことが良いのか、というのは別の問題である。

日高教:2. 文部科学省の令和9年度概算要求事項において、次の事項を反映されたい。

(3)「高等学校教育改革促進基金の創設～N-E. X. T. ハイスクール構想～」について、特に地方の自治体に対して優先的に補助を行い、地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応と併せて、地方の公立高校における学びの充実を図られたい。高等学校教育改革が学校現場の負担増につながらないように、学校に応じた適切な内容や業務量としつつ、専門家の配置や加配措置を図られたい。

日高教:予算は単年度であることは理解しているが、今後も継続的に措置されるものなのか。

財務省:国と地方自治体の役割という点で言うと、恒常的な経費について支援をしているのではなく、「何か取り組みをしたい」ということに対して国が支援を実施しているため、恒常的な経費の支援については国の役割としては難しい。そのため、施設設備等や加配に向けてという支援をこの基金に求められても難しい。

日高教:N-E. X. T. ハイスクールについては、核となる学校が主となって周りの学校に波及させていくところも含めて予算措置がされるものなのか。

財務省:あくまでパイロット校への支援である。すべての学校に支援をするというのは、相当な金額が想定されるが、そこは経常費で賄ってほしい。これまでのSSH、SGHについてもすべての学校を支援しているのではなくパイロット校のみである。

日高教:2. 文部科学省の令和9年度概算要求事項において、次の事項を反映されたい。

(1) GIGAスクール構想に関して、次のように図られたい。

① 1人1台情報端末のソフトウェアや保守・機器の更新、修理、通信に係る費用、教室等の大型提示装置の整備において十分な予算措置を継続的に行われたい。また、公費による端末の整備が行われていない自治体においては、格差が生じないよう家庭等に対しての支援等において十分な予算措置を行われたい。

日高教:GIGAスクール構想に関して、1人1台端末の整備状況が小中学校では80%くらいであり、まだ完全に普及している状況ではない。この背景として、地方財政措置が基本であることは捉えているが、各県の実情が非常に様々であり、現在の状態を解消するには十分な予算措置が必要だと考えている。県によっては、最初から自費で購入する県もある。自費購入ではなく、すでに1人1台端末が配備されていても、スペックが低すぎて授業でもあまり使われないままになっている。このような状況を踏まえて、今後の予算措置の見通しについて、分かる範囲で教えていただきたい。

財務省:地方財政措置での支給のため、紐づいて支給されているわけではない。その予算が予算通りに使われていないこともありうる。予算通りに使われていないとすれば、地方自治体に解決策を求めていく必要がある。



要望書を手交する
鈴木中央執行副委員長

＜厚生労働省要請＞



要望書を手交する
金子中央執行副委員長

厚生労働省からは、医政局 地域医療計画課、医政局 地域医療計画課 医師確保等地域医療対策室 計画係長、人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室 若年者就職援助係長、人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室若年者就職援助係、職業安定局外国人雇用対策課雇用指導係、障害保健福祉部障害福祉課就労支援係、雇用環境・均等局職業生活両立課法規係、雇用環境・均等局職業生活両立課法規係、厚生労働省 大臣官房総務課渉外調整係の7名が対応し、日高教からは金子中央執行副委員長(高知)ら4名が参加した。

日高教:2. 高校生の就職内定率の維持・改善を図るとともに、未就職卒業生や若年層への支援の拡充を図るための施策を引き続き講じられたい。特に、新たに主流となってきたWebにおける面接や適性検査等の状況などを把握し、就職支援ナビゲーター増員等の必要に応じた支援を図られたい。

厚労省:令和8年3月高校卒業者のうち、ハローワーク求人に係る高卒就職希望者の3月末時点の就職内定率は98.9%という形で、引き続き高い水準を維持している。進路指導にあたられている教員の皆様のご尽力について敬意を表したい。ハローワークについては、引き続き高等学校等と密接に連携をし、就職を希望する高校生の支援に取り組んでいく所存である。また、オンライン面接や適性検査について、正確な実施率は把握していないが、県外企業へのオンライン職場見学の対応や、その適性検査を活用している例もあると聞いている。従来からのきめ細かな支援に加え、オンライン面接の練習など、新しいニーズにも応えていけるよう引き続き就職支援ナビゲーターの確保などの支援体制の充実に努めてまいりたい。

日高教:工業高校の場合、就職内定率はほぼ100%の状態推移しているが、一番懸念していることが3年以内の離職率である。工業系は比較的離職率は低い方だと思っているが、普通高校では離職率が高くなり、特に職種でいうと宿泊、飲食サービス業務に関しては、離職率が高いと言われている。われわれも離職率が高ならないように生徒と色々な機会をとらえて、就職先の話をしている。また、ハローワーク等を活用して話を聞かせる場面も設けているが、産業系、工業、商業、農業、水産等の専門高校に限らず、地方では就職主体の普通高校も結構多くある。そのようなところにもぜひハローワークから積極的に声掛けをしていただき、また高卒求人の倍率が高くなってきているなかで、離職率をできるだけ低くしたいため、最低5年は勤めてもらいたいと考えている。離職率が低くなれば、人手不足の解消にも繋がってくると思う。

日高教:3. 障害のある生徒や外国にルーツのある生徒、不登校の生徒の就労に向けた取り組みを一層促進されたい。加えて、各就労支援対策を一層充実されたい。就労準備支援員の配置拡充など、特別支援学校等のニーズを踏まえたものとなるよう取り組みを図られたい。

厚労省:障害福祉の観点から答えさせていただく。障害がある生徒を含めて障害者が自立した生活を送るための基盤として、障害福祉サービスにおける就労支援は非常に重要であると考えている。例えば、一般就労を希望する方のための就労移行支援があるため、そちらの活用等をすすめていただきたい。また、可能な限り一般就労ができるよう支援をすると同時に、直ちに一般就労が困難な場合においても、就労継続支援A型、またはB型といった一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供し、一般就労に向けて支援を行うという障害福祉サービスもある。

また、職場定着に向けた支援を行うサービスとして就労定着支援事業も設けており、就労移行支援等の利用を経て、就労、一般就労へ移行した障害者に対して、就労に伴う生活面の課題解決や、企業や関係機関との連絡調整など必要な支援を実施している。さらに昨年の10月から就労アセスメントの手法を活用した就労選択支援という事業が開始された。こちらは本人の希望や、就労能力や適性に合った進路選択を支援するというものになり、特別支援学校に在籍する生徒についても、卒業後に就労系障害福祉サービスA型B型等の費用を含めて進路選択を考えている場合に、この選択支援というものも活用することができるようになっている。頂いたご意見を踏まえながら、障害福祉の面についても今後引き続き必要な取り組みを進めてまいりたい。

障害者雇用の概況について、障害者の雇用者数は年々増加しており、毎年度報告を求めている令和7年6月1日現在の報告で70万4,610人と22年連続で最高を更新している状況である。また、ハローワークを通じた障害者の就職件数についても、令和6年度において11万5,690件で増加しており、障害者雇用は着実に進展していると考えている。具体的な支援については、就職を希望する障害のある生徒に対しては、ハローワークの学卒部門と専門援助部門が連携し、本人の希望や障害特性を踏まえ、担当者制を活用しながら、柔軟できめ細かな支援を行っている。障害のある生徒を対象とした事業としては障害者向けチーム支援というものがある。これはハローワークが中心となり、特別支援学校を含む関係機関の教職員や支援者などから構成される就労支援のためのチームを設置し、就職を希望する生徒を対象に就職準備段階から就労支援、採用後の職場定着までの支援を行っていく仕組みである。特別支援学校に対する支援件数も一定のボリュームがあることを承知している。また、福祉教育医療から雇用への移行推進事業というものがある。こちらは福祉施設や学校段階通院中の方など、雇用の段階に達していない障害者の方を一般雇用に移行させていくということを目的とした事業である。そのために本人や保護者、特別支援学校や就労支援機関、医療機関等の教職員の方に対して就労支援セミナーの実施や、職場実習の実施、受け入れに不安のある人への情報発信や面接会によるマッチングサポートなどを実施している。すぐに就職できない人向けには、模擬的就労や簡易作業体験、職場での対人スキルトレーニングなどの職業準備支援をこちらの所管で実施している。

さらに職業訓練も実施しており、様々な障害の改善内容やニーズを踏まえた職業訓練、都道府県が設置する障害者職業能力開発校や民間の教育訓練機関等を活用して実施している。今後とも関係機関と連携しながら、こうした取り組みを実施することにより、障害のある生徒の就業支援を推進してまいりたい。

外国人に関しては、例えば日系ブラジル人や定住外国人、留学生がいるが、そういった外国人に対する就職支援体制については、全国139ヶ所にあるハローワークに設置している、外国人雇用サービスコーナーがあり、東京、大阪、愛知、福岡にある外国人雇用サービスセンターを中心として専門相談員がいるので専門相談員による職業相談等を実施している。また、これらの職業相談窓口に通訳を配置しているため、電話通訳や多言語音声通訳機器の活用、外国人求職者への多言語による情報発信等により、相談支援体制を整備している。さらにこうした方々を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション

能力やビジネスマナー、雇用慣行等に関する知識の習得を目的とした外国人居住就労定着支援事業を実施している他、外国人求職者の日本語能力を要する方に対して、その日本語能力等に配慮した職業訓練を行う定住外国人向け職業訓練コースの実施を行っている。今後も各関係機関等と連携して就職支援を行っていききたい。

ハローワークについては、就労を希望している不登校生徒に対して、学校との連携を図りつつ、本人の希望等を丁寧に聞き取った上で、個々の実情に応じた柔軟できめ細かな支援という形の取り組みを考えている。

日高教:障害者の自立や障害者雇用等について様々な手立てを講じながら、尽力されているのは非常に理解できた。就労準備支援員の配置拡充については、教員があまりに多くの業務を担わなければならない状況で疲弊しているため、就労準備支援員等の配置拡充を進めていただけると、教員にとっても非常に働きやすい環境になっていくと思っている。そのような指導や、予算の措置を考えていただけると非常にありがたい。最後に地方では人手不足が深刻化しており、1人あたりの業務量が増加し、現場が非常に疲弊している事例が多くなっていると聞くので、支援員等の拡充については強くお願いしたい。

日高教:4. (3)子の看護休暇等について、対象年齢の上限を小学校3年生終了までから高校卒業までとするよう対象年齢を改善されたい。また、日数に関しても子の人数に応じて改善されたい。取得要件についても、入学式・卒業式等の行事以外に参観日や学習発表会、不登校の子どもについての相談等にも拡げられたい。

厚労省:子の看護等休暇についてのご要望の回答となる。ご承知のとおりかと思うが、この子の看護等休暇の対象年齢の引き上げと、その取得の要件の拡大については昨年4月に施行した改正育児介護休業法において施行されている。子の看護等休暇等の取得日数については、原則5日としているが、こちらについては、子の病気のために利用した各種休暇制度の取得日数等の状況や、またその男女差、その利用実態も踏まえ、現行の日数を維持するとしている。ただし、男女ともに取得されるよう促進することは引き続き必要だと考えている。また、その対象年齢や、取得の要件の拡大については、子の看護休暇という制度そのものが、労働者が希望する日の取得を、業務上の都合を理由に事業主が拒むことができない権利でもあるので、この改正には慎重な検討が必要だと考えている。その一方で、ご指摘しているような事情等で利用されたいというニーズもあると弊省としても認識しており、中小企業が子の看護等休暇を有給化するといった、その要件を満たせば助成をするという仕組みを設けており、また令和8年4月から、この助成金の内容について拡充をさせており、この有給の子の看護休暇等の利用可能期間を18歳に達する年度末までとして事業主へ加算をするという措置を盛り込んだところである。引き続きこのような形で、企業の積極的な取り組みというものを政府として後押ししてもらえればと思っている。

日高教:子の看護等休暇についていろいろとご配慮いただいております、ありがたい。制度を変えていただいているところではあるが、現場としては子どもに対する看護休暇を取得したいが代替教員がいないう等の問題も多くあり、休暇を取得しづらい環境が課題であると思っている。先ほど企業の方に助成金という形で支援しているとのことであったが、公務員も含めて世の中の一般的な取り組みになってもらえると嬉しい。

日高教:4. (6)法定休憩時間や不妊治療などの各種休暇が取得しやすいよう環境整備を進められたい。

厚労省:法定休憩時間については、労働基準法第34条において、労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を労働時間途中に与えなければならないとされている。公立学校以外の学校の教職員については労働基準監督署の方で、また、公立学校の教職員については、地方公共団体の人事委員会などから、労働基準関係法令違反が認められた場合にはしっかりと是正指導を行うようにしている。引き続きそうした対応を適切に行ってまいりたい。休暇制度を取得しやすい環境整備について、当方としても大変重要な観点と思っている。従って先ほども話したように、育児介護休業法において育児休業・介護休業、また短時間勤務制度を始めとする制度が規定されており、こちらも昨年4月の法改正において、この子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、またその仕事と介護の両立支援制度の強化といった、労働者が希望に応じて仕事と育児、介護を両立できる環境作りというものを推進しているところである。仕事と育児介護の両立しやすい職場環境作りは大変重要だと認識しているので、引き続き各支援政策を実施してまいりたい。

日高教:現場では代替教員が来ない不安感もあり、制度の利用をためらうことがある。両立しやすい環境とは具体的に何か。

厚労省:先ほど申し上げた両立しやすい環境整備の具体的な内容として、基本的に短時間勤務制度では1歳から3歳までの間の子が対象であったが、3歳から6歳の子については、企業ごとの努力義務としたことが挙げられる。働いている方々のニーズによっては、フルタイムで勤務しながら両立をしたいという声も多くあり、それを受けて、3歳から6歳の子を育てている労働者の方を対象に、企業がいくつかの両立支援策、例えばフレックスタイム制や、短時間勤務制度、療育両立支援休暇といった休暇制度など、企業のニーズを踏まえたうえで、二つ以上の選択肢を、対象となる労働者の方に提示してもらうようにしている。そして、労働者の方には自分に合った制度を1つ選んでいただくといった内容の制度を創設している。また、介護については、制度が知られていない現状があったため、新しい休暇制度を設けるよりも、実際に介護に直面されている労働者の方々に、企業側で整えている両立支援制度にどのようなものがあるのかを周知することが必要だと考えている。まずは介護に直面した労働者が申し出をすることによって、企業が具体的な両立支援制度を伝え、介護に直面する前の段階で、例えば介護保険に加入する40歳台前半頃に、企業の方から介護保険サービスの内容や、企業で持っている両立支援制度にどのようなものがあるかを紹介するような情報提供の場、例えば相談窓口を設置するなど、アクセスしやすい職場環境になるよう義務付けている。教職員の方や公務員は別の法律の建て付けであると思うが、そこもわれわれが所管している育児介護休業法が元となっているので、そこは関係省庁、文科省ないしは総務省、人事の方々と協力してすべての対象者に類似の制度が広まるよう努力してまいりたい。

〈こども家庭庁〉



要望書を手交する
藤原中央執行委員

こども家庭庁からは、成育局成育環境課相談支援係長、成育局保育政策課公定価格担当室給付第二係主査、支援局虐待防止対策課児童相談第二係長、支援局総務課課長補佐、支援局総務課課長補佐(地域支援担当)、支援局障害児支援課主査、支援局総務課こどもの自殺対策推進室自殺対策係係長、こども家庭庁長官官房総務課国会・渉外調整係の8名が対応した。日高教からは藤原中央執行委員(島根)ら4名が参加した。

日高教:1. 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)について、特別な支援が必要な児童・生徒への対応について、文部科学省と連携して実効あるものとなるよう取り組まれない。併せて、不登校の子どもたちを育てる保護者への何らかの国としての経済的支援についても講じられたい。

こ家庁:省庁間の役割分担について、「COCOLOプラン」等にもとづく対策においては、「子どもの学び」を保障する観点から、従来通り文科省が主軸となって対応している。一方、こ家庁は「子どもの育ちの支援」や「子育て支援」というアプローチから関わっている。縦割りの弊害を排し、両省庁が密に連携して活動していくのが基本スタンスである。不登校の背景には、子ども本人や家庭、学校環境など、様々な要因が一つひとつ複雑に絡み合っている。そのため、単一のパターンで対処することは困難であり、これはいじめや自殺の問題についても同様である。かつては各分野が専門性を追求する縦割りの対応が主流であったが、現在はその段階を過ぎている。学校や教育委員会が行う施策に加えて、自治体の首長部局、医療、福祉などの専門機関が協力し合う体制の構築が進んでおり、地域全体で子どもを支援していくことが不可欠だと考えている。このような観点から、こども家庭庁では令和6年度補正予算より、自治体の首長部局を対象としたモデル事業「地域における不登校の子どもへの切れ目ない支援事業」を開始した。現在、約10の自治体に参加し、2年目の取り組みを進めている。この事業では、首長部局を中心に医療・福祉の専門家や元校長などを活用し、個々の家庭環境や発達特性に応じた支援を実施している。また、学校以外の地域の居場所や相談窓口に関する「情報の分断」が支援を妨げる原因となっているため、適切な情報共有の仕組みづくりにも取り組んでいる。ここで得られた好事例を拾い上げ、不登校に限らない多様な課題へのアプローチとして全国展開していくことをめざしている。最後に、ご要望にある「不登校の子どもを育てる保護者への経済的支援」については、現在文科省において調査研究が続けられている。こども家庭庁としても、今後も関係省庁と連携し、当事者や保護者など多様な方々の意見を伺いながら支援の在り方について考えを深め、適切な対応に向けて努力していく。

日高教:不登校対策におけるモデル事業を通じた好事例の普及は、大変有意義な取り組みだと評価している。一方、学級担任としての現場の経験上、不登校の背景には学校での交友関係だけでなく、家庭の不和や親子間の信頼関係の不足など、家庭環境の難しさが要因となっているケースが多いと実感している。そのため、不登校対策には関係機関の連携に加え、家庭内で親が子どもとしっかり向き合う時間を確保することが不可欠である。親が子どもと関わる時間を増やすための具体策として、他省庁とも連携し、子の看護等休暇の取得要件に追加するなど、不登校の子どものために親が利用できる新たな休暇制度の創設や拡充を検討いただけないか。

こ家庁:現在休暇制度の範囲は広がっているが、実際に取得して子どもと向き合うかどうかは、保護者やご本人の意識次第という側面がある。われわれとしても、子どもの問題は本人だけでなく、親子関係や周囲の環境の影響が強いと考えており、まずは親御さんに理解と意識を醸成してもらうことが重要である。不登校には「なりかけ」、「不登校状態」、「復帰期」の3つのステージがある。特に、初期段階でまだ自覚のない保護者に「もしかして」という気づきを得てもらうため、地域で催しを開くなどの取り組みを含め、モデル事業を展開している。休暇制度自体は別所管となるが、親が子どもと向き合う時間は不可欠であるとの認識はわれわれも共有しており、それを踏まえて対応していく。

日高教:不登校の子どもを持つ親が仕事を辞めてしまう現状もあるなかで、モデル事業における経済的支援や親が相談できる場があることは非常にありがたい。ただ、そのモデル事業を展開しているのがまだ10自治体ほどということで、全国的に進んでいくにはまだまだこれからだと感じている。自治体によって力の入れ方が異なり、自治体間の格差が非常に大きいと感じているが、そのような格差を解消する手立てを現在考えているか。

こ家庁:自治体間の格差については、モデル事業に手を挙げるのは元々熱心な自治体が多く、未実施の自治体へのアプローチが課題であることはわれわれも十分承知している。しかし、まずは成功事例をデータ等の形で示さなければ、全国の自治体はなかなか重い腰を上げてくれない。そのため、まずは意欲ある自治体を支援し、一緒にノウハウを作り上げていくのがモデル事業のスタンスである。現在2年目であり、今後1~2年で得られる成果を全国へ発信することで、格差解消と全体の底上げに繋がりたいと考えている。

日高教:2. こども家庭庁の令和9年度概算要求事項において、次の事項を反映されたい

(1) 子どもを産み育てやすい環境づくりに関して、次のように図られたい。

④外国籍の児童生徒が安心して教育を受けられるため、積極的な支援体制づくりに取り組まれない。

こ家庁:文科省の管轄であり、本日はこ家庁として回答することができない。

日高教:3. 仕事と子育て・介護など、家庭生活の両立を図り、ワークライフバランス及びディーセントワークを推進する観点から、各種休業・休暇制度や育児・介護支援に関わる次の事項について、早急に改善・整備を図られたい。

(1) 妊婦や低年齢期(0~2歳)の子育て家庭に寄り添い、妊娠から出産・子育てまで一貫した伴走型支援と経済的支援を実施し、安心して出産・子育てができる環境の整備を早急に実現されたい。

こ家庁:妊娠から出産、子育てまで一貫した支援を充実させ、安心して子育てができる環境を整備するため、国は令和4年度より、計10万円(妊娠・出産届出時に各5万円)の経済的支援と、身近な場所で相談に応じる「伴走型相談支援」を実施してきた。来年度(令和7年4月)からは関連法の改正により、この10万円の経済的支援を「妊婦のための支援給付」として、伴走型相談支援を「妊婦・子育て家庭相談支援事業」として制度化し、実施体制をより確実なものにする。また、支援の質をさらに高めるため、令和7年3月に「伴走型相談支援ガイドライン」を策定し、翌8年3月には担当者向けの研修動画等を作成して活用していく予定である。

日高教:妊娠時と出産時に計10万円が支給される経済的支援は、非常に助かっている。他の経済的支援に関して、現在3歳以上の子どもの保育料は無償化されているのに対し、0歳から2歳までの子どもが無償化の対象外となっている理由は何か。

こ家庁:保育料は社会保障の一環であり、「受益者である保護者が負担する」ことが大原則である。その原則を踏まえたうえで、少子化対策として無償化が進められてきた。3歳から5歳については、就園率の高さから無償化しても不公平感が出にくい点などを総合的に勘案し、国の政策として全面無償化とした。一方、0歳から2歳については、前述の保護者負担の原則に立ち返り、有償のままとなっている。また、保育料の負担軽減などは、住民サービスとして市区町村が事業主体となっている。まずは実施主体である市町村において支援の在り方をご検討いただき、それに対して県や国が支援を行うというのが、現在の制度的な仕組みである。

日高教:現在、現場では不妊治療がよく話題にあがる。現行の特別休暇では治療日数が足りないケースがあるほか、時間をかけて授かった結果、「しっかりと子育てをしたい」と離職を選択する方が実際に出ているのが実情である。このような背景を踏まえ、不妊治療に関する休暇などの支援を少しでも拡充していただけるとありがたい。

日高教:5. こどもの自殺対策やいじめ防止対策の強化について、文部科学省と連携しながら迅速に対応されたい。

こ家庁:子どもの自殺やいじめ、重大事態の件数が過去最多を更新しており、極めて憂慮すべき事態と受け止めている。自殺対策については、本年4月施行の改正自殺対策基本法において、社会全体で取り組むことと、こども家庭庁の所掌事務であることが明記された。具体策として、自殺リスクの高い子どもを早期発見して見守る「協議会」の設置が自治体で可能となった。現場の負担も考慮し、既存組織の活用も含めて国と地方が一体となって進めている。また、文科省が検討中の早期対応ガイドラインとも連動し、対策を推進していく。いじめ対策についても、文科省等と連携して総合的な対策を進めていく。重大事態調査における首長の役割に関する通知の発出や、現場向けの研修用事例集を公表した。さらに本年度からは、首長部局が主体となって学校や福祉等とのネットワークを構築し、多様な悩みの解決を図るモデル事業も開始しており、引き続きいじめ防止の取り組みを強化していく。

日高教:子どもの自殺は、いじめだけでなく、家庭環境や経済的困難、人間関係など複数の要因が重なって起こるものと認識している。しかし、自殺者数の増加に歯止めをかけるためには、主な要因を的確に把握し、対策を講じることが重要である。現時点で判明している要因別の割合や具体的な数値について伺いたい。

こ家庁:国の統計では、警察の「自殺統計原票」をもとに厚労省が取りまとめており、小中高生の自殺原因は「健康問題」が最も多く、次いで「家庭問題」、「学業問題」となっている。具体的な件数や割合は厚労省のウェブサイトで公表されている。ただし、この統計は自殺後に警察が状況を踏まえて原因や動機を整理したものであり、実態のすべてを反映しているとは考えていない。子どもの自殺は多様な要因が複合的に絡み合っているため、こ家庁では多角的な要因分析に関する調査研究を進めている。また、亡くなった後の分析だけでなく、現在の子どもたちが抱える生きづらさや課題についても調査を行っており、その結果を公表しているため、ぜひ現場での取り組みに活用していただきたい。

日高教:われわれもデータを見ると、いじめなど特定の要因だけでは説明できず、子どもの自殺は様々な要因が複雑に絡み合っていると感じている。特に、文科省の統計では「不詳」が半数近くを占めており、原因の解明が大きな課題である。子どもたちの命は何よりも大切であり、自殺は何としても防がなければならない。そのためには、子どもたちが抱える生きづらさや悩みを把握し、学校だけでなく家庭や地域社会も含めて総合的に支えていくことが重要である。国の調査研究で得られた知見も共有いただきながら、現場としても教育環境の充実と自殺予防に全力で取り組んでまいりたい。今後とも指導、協力をお願いしたい。

＜政党要請＞
各政党・国会議員への要望内容(共通)

1. 学校における働き方改革に関しては、次の事項を踏まえたものとなるように国会等で審議されたい。

(1) 教職員のワークライフバランスを図るとともに、高校等教育の質向上や魅力ある勤務環境の確保に資するため、時間外勤務抑制のための実効ある措置を講じられたい。

(2) 校内の事務業務においては、効率化したシステムを構築し、ICTを活用した業務改善を推進するとともに、十分な予算措置を行われたい。

(3) 高校等における部活動の在り方においては、中学校と同様に地域展開を前提として進めることとし、教職員を含む専門的な知識・技術を持つ外部人材が活躍できる仕組みを構築するよう研究を進められたい。さらに、校種を越えた部活動における地域展開を図られたい。地域展開が実現する当面の間は、地方自治体に対して部活動指導員の配置を拡充するとともに、教職員に対する部活動指導手当のさらなる増額を図られたい。

(4) 学校における業務マネジメントの確立にもとづく質の高い教育実践に資するため、高校等において、副校長の必置及び複数教頭配置による『業務マネジメント充実検証事業』を実施されたい。

(5) 学校における業務管理・時間管理の在り方の検討のため、校種別業務実態調査を悉皆調査として実施されたい。
2. 高校等における教職員定数においては、次の事項を踏まえたものとされたい。

(1) 「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(以下、高校標準法とする)」を抜本的に見直されたい。当面は、第22条を教育的ニーズ及び学校現場の実態に即したものとなるよう改正されたい。特に、教育の質向上、情報化、地域連携などの施策に対応できるよう措置されたい。

(2) 高校標準法の算定においては、学習指導要領にもとづく「教職員標準業務項目・標準時間(仮称)」を定めて、各教職員及び各学校における必要年間業務項目・時間(仮称)を計画し、実績も含めて公表する制度を導入されたい。あわせて、「教職員標準業務項目・標準時間(仮称)」にもとづく換算人員を標準定員とされたい。

(3) 高校標準法において、教育の質向上に資する観点及び学校現場の勤務実態、現代の生徒の実態を踏まえて、1学級30人となるよう定数を改善されたい。

(4) 高校標準法に教員業務支援員やICT支援員等の教育的ニーズや学校現場の実態に見合った職種を位置づけられたい。なお、これらの職務に見合った待遇を確保し、確実な配置を進められたい。

(5) 総合的な探究等における地域・他校との連絡調整を行う業務を教員の代わりに担う外部人材(地域連携支援員(仮称))を制度化されたい。

- (6) 高校における特別支援教育を充実させる観点から、特別な支援が必要な生徒の指導と、教員の指導・育成にあたる特別支援学校籍の教員を加配または定数化されたい。
- (7) 高校等における加配教職員定数において、次の事項を新たに加えられたい。なお、地方財政措置の予算定員(地方財政計画人員)における加配定数は、他の行政職員定数と同様に増員となるよう総務省に要求されたい。特に、地方教育費調査における実支出率の高い高校段階の実態に即した対応を図られたい。
 - ① ICT支援員を各校1人配置となるよう拡充されたい。加えて、ICT機器管理等の情報担当加配を設置されたい。
 - ② 平日及び土日における時間外での学習指導や部活動に伴う超過勤務が多い全日制高校における新たな加配事由(学習指導環境改善加配、課外教育活動充実加配等)を措置されたい。
 - ③ すべての高校において、キャリア教育推進加配、地域連携加配、小規模校加配を設置されたい。
3. 高校等における給与体系において、大学などの高等教育への接続及び企業をはじめとした地域社会への橋渡しを担う状況などの実態を踏まえたものとされたい。
4. 高校教育の質向上に関しては、次の事項を実行されたい。
 - (1) 「高等学校教育改革促進基金の創設～N-E. X. T. ハイスクール構想～」について、特に地方の自治体に対して優先的に補助を行い、地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応と併せて、地方の公立高校における学びの充実を図られたい。高等学校教育改革が学校現場の負担増につながらないように、学校に応じた適切な内容や業務量としつつ、専門家の配置や加配措置を図られたい。
 - (2) 1人1台情報端末のソフトウェアや保守・機器の更新、修理、通信に係る費用、教室等の大型提示装置の整備において十分な予算措置を継続的に行われたい。また、公費による端末の整備が行われていない自治体においては、格差が生じないように家庭等に対しての支援等において十分な予算措置を行われたい。
 - (3) ネットワーク環境の整備においては、学校間格差が非常に大きく、学校の構内すべてにWi-Fi環境が整っていない現状も散見されていることから、校内におけるネットワーク環境の整備や、体育館や実習室、農場等も含めた構内すべてにWi-Fi環境が整うよう予算措置を行われたい。
 - (4) 地方創生の重要な役割を担う人材の育成において、地域の活性化やコミュニティーの在り方等を学ぶ生徒がより深く学べるよう、大学等との連携を図り継続して地域課題を研究できる環境を整えられたい。
 - (5) 高校・特別支援学校等における障害や不登校等の多様な背景のある児童生徒及び日本語指導が必要な帰国・外国人生徒等の特別な配慮が必要な児童生徒に対する支援においては、地方財政措置等によらず国が責任を持って対応できるよう、文科省の単独事業による対応が可能となる制度を構築されたい。具体的には、これらの対応に必要な人員・財政措置において、文科省において単独事業として確保し、必要な自治体に支援されたい。
 - (6) 義務教育段階で議論されているカリキュラム・オーバーロードについて、高校段階においても大学入学共通テストに向け進学校を中心に7時間授業が常態化している実態に鑑み、主体的に学習する習慣を身に付ける指導への転換と、進路希望によって自由に科目選択ができるカリキュラム編成をめざされたい。
5. 大規模災害が頻繁に発生している状況に鑑み、地域安全や学校安全の推進の観点から、地域と学校の連携を踏まえた学校施設の防災対策や防災マニュアルの整備に要する予算を増額されたい。特に、大規模災害を想定したマニュアル作成及び見直し時に、防災の専門家の知見が地域や学校で生かせる体制づくりを図られたい。
6. 一億総活躍社会の実現とともに、仕事と子育て・介護など家庭生活との両立を図り、ワークライフバランスを推進する観点から、各種休業・休暇制度や育児・介護支援について、早急に改善・整備を図られたい。
7. 教員の人材確保に関しては、教師の魅力向上を図るとともに、教職課程見直しにおいても、教師の養成に効果的なものとなるよう進められたい。

〈自由民主党要請〉

文部科学部会長朝日健太郎議員からは、「教育の改革は遅れている。これまで教員の善意に甘んじていた部分があるため、教員採用などの課題が生じている。改善に向けて予算を確保し、配置基準の改善につなげていく」と前向きな姿勢が示された。続いて、鯉沼団長から、高等学校の部活動の状況、1学級30人の実現、私立学校の授業料実質無償化を受けた「N-E. X. T. ハイスクール構想」、主体的に学べるカリキュラム編成について、要望の詳細を説明した。その後、朝日議員から「1学級30人編成」、「部活動の地域展開」、「公立高校の魅力化」について意見交換を求められた。

1学級30人編成については、教育的な根拠として「横6列×縦5列の配置が生徒全員を見渡すのに最適である」と提示した。また、鯉沼団長から「日高教が行った『2026年度給与・勤務条件改善要望のための調査』において、全日制課程では30人編成を希望する声が364人と最多を占めている」という結果を示した。

公立高校の魅力化については、「地域産業は高校からの人材を期待しているが、大学進学後に地元に戻って来ない」という課題を提示した。条件が整っていない地域での紐付き奨学金の活用による募集の工夫を要望した。さらに、部活動の大会や行事に企業がスポンサーとして参入し、地元企業からチームを盛り上げていくことで、高校生の地元就労へのマッチングや地域PRにつなげる工夫を提案した。

高校における部活動の地域展開については、愛媛県で本年度配置が完了した「魅Can部」を好事例として紹介した。一方で、教員の「兼職兼業」を認める必要性などの課題を訴えた。熊本県における平日の指導手当の事例にも触れ、部活動負担の金銭的解決や、小中学校の教員も兼業として高校へ集約していく仕組みづくりの必要性を確認し、要請を終えた。



要望書を手交する
自由民主党要請団

＜国民民主党要請＞



要望書を手交する
水沼中央執行委員

団長挨拶では、教員採用倍率の低下や精神疾患等による教員の休職者の増加など、様々な要因から引き起こされている深刻な教員不足の現状を訴えた。この状況を少しでも改善し、教員がこれまで以上にやりがいと誇りを持てる職業となるよう、日高教として様々な活動を推進していることを述べた。

団長挨拶に続き、日高教側から主に以下の3点について学校現場の状況を伝えた。具体的には、要望書の「2. (4) 高校標準法に教員業務支援員やICT支援員等の教育的ニーズや学校現場の実態に見合った職種を位置づけられたい。なお、これらの職務に見合った待遇を確保し、確実な配置を進められたい。」、「4. (3) ネットワーク環境の整備においては、学校間格差が非常に大きく、学校の構内すべてにWi-Fi環境が整っていない現状も散見されていることから、校内におけるネットワーク環境の整備や、体育館や実習室、農場等も含めた構内すべてにWi-Fi環境が整うよう予算措置を行われたい。」、そして「7. 教員の人材確保に関しては、教師の魅力向上を図るとともに、教職課程見直しにおいても、教師の養成に効果的なものとなるよう進められたい。」の3点である。

要請後には出席議員から多くの質問が寄せられ、それらに回答するなかで再要望を行った。具体的には、「ICT支援員については、予算が足りていないのか、それとも予算があっても人材が不足しているのか」、「段階的定年延長によって教員不足が補われているなど、恩恵を受けている側面はあるのか」といった質問について議論を交わした。ICT支援員については、予算そのものの不足により学校内での十分な活用に至っていない点に加え、募集をかけても専門性のある人材の獲得が難しいという、予算・人材双方に課題がある現状を説明した。また、定年延長に関しては、現場における暫定再任用職員の職務の実態を訴え、依然として人手不足であり、学校全体の業務量改善には至っていない厳しい現状を訴え、要請を終えた。

＜社会民主党要請＞



要望書を手交する
池内中央執行副委員長と要請団

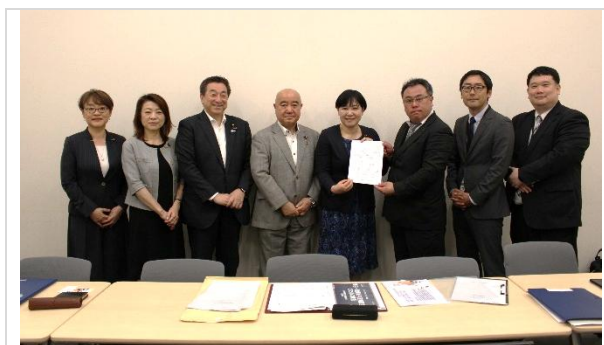
団長挨拶では、給特法改正による教職調整額の引き上げ以外に「担任手当」が新設されたものの、特別支援教育（特支）の担任には支給されていないこと、また引き上げと同時に「給与の調整数」が段階的に半額まで下がり、「義務特手当」も減額され、実質的な予算の付け替え（帳尻合わせ）が行われている現状を訴えた。また、在校時間は短くなっているように見えるが、実態は調査には表れない「持ち帰り仕事」が増えている状況であり、根本的な解決になっていないことも指摘した。部活動の地域展開に関しては、「高校の教員がその担い手として駆り出されるのではないかな」という新たな負担増への懸念を述べた。

団長挨拶の後、要望書について一通りの説明を行った。続いて、社民党福島議員やラサール議員より、要望省のなかで関心が高かった項目について意見交換を行った。具体的には、「学校の統廃合による影響」、「部活動指導の現場の実態や地域展開に

ついて」、「ICT設備をはじめとする公立学校の施設・設備の充実」の3点である。

1点目の「学校の統廃合による影響」については、地方を中心に少子化による統廃合が進んだ結果、教員が1日の間に複数の校舎を行き来する「兼務（掛け持ち）」が激増し、本籍校で担任・副担任が不在になる時間帯が生じるなど、安全管理上のリスクが高まっていることを訴えた。2点目の「部活動指導の現場の実態や地域展開」については、地域展開のもとで指導を行う教員と、校務分掌として部活動指導を行う教員との間で、業務量や待遇に格差が生じる懸念を伝えた。3点目の「ICT設備をはじめとする公立学校の施設・設備の充実」については、1人1台の端末やプロジェクター等の設備は導入されたものの、機器の不具合対応やデジタル教科書の設定はすべて現場の教員が担っている実態を指摘した。専門外の教員に「情報処理主任」を割り当てられ、研修の時間もないまま一部の詳しい教員に過度な負担が集中している現状を強く訴え、要請を終えた。

＜立憲民主党要請＞



要望書を手交する
鯉沼中央執行委員長と要請団

鯉沼団長から、ワークライフバランスの確保とやりがいを持てる勤務環境の実現に向けて要望の詳細を説明した。続いて、団体交流委員長の岸まきこ議員から「部活動の送迎時の対応や、修学旅行中の事故への過剰な対応によって、子どもたちの学びが制限される恐れがある。教科書のデジタル化も同様であり、教員や保護者の過度な負担とならないようにしたい」との見解が示された。その後、参加した各議員と活発な意見交換を行った。

人材不足については、年度初めから必要な教科の教員が欠員のまま新学期が始まっている深刻な実態を提示した。同じ教科の教員や教頭などが授業をカバーしているが、一部では年度途中の休職者発生により、1人で週20コマ以上の授業を受け持っている過酷な事例もある。教員採用試験の倍率が低下しているなか、教員が生き生きと働く姿を見せることで、教師をめざす生徒を増やす「好循環」を

生み出すことが重要であると確認した。地域連携については、自治体が支援員等を導入して対応する必要性や、それらを受け入れる高校・中等教育学校・特別支援学校において効果的な連携をするための課題について意見を共有し、要請を終えた。

＜中道改革連合要請＞



要望書を手交する
鯉沼中央執行委員長と要請団

はじめに、文部科学部会部会長の浮島智子郎衆議院議員から、「国づくりは人づくりである。1番に変えるべきところが教育であり、財政が厳しい折ではあるが、予算を増やしていく」と述べられた。続いて、鯉沼団長から、1学級30人への定数改善、部活動の地域展開、「N-E. X. T. ハイスクール構想」、主体的に学べるカリキュラム編成について要望の詳細を説明した。

続いて出席議員から質問があり、日高教側から現場の実態を踏まえて回答した。特別支援教育については、通級指導担当教員への「担任手当」の新設が必要であること、また、特別支援教育コーディネーターが配置されているものの、さらなる加配が必要である現状を訴えた。あわせて、学校再編によって生じた空き教室を通級指導教室等として活用することは、高校と特別支援学校の人事交流以上の効果を生む構想の一手となる事例を提示した。さらに、部活動の地域展開において、「教員が指導を望んでいるか」という問いに対しては、日高教の調査から、「兼職兼業として担いたい」とする割合は3割弱存在するという実態を伝え、調査を継続していく認識を共有した。

公立高校の教員のやりがいと負担については、従来の業務が維持されたまま新たな業務が追加されているため、現場が回らなくなっている実態を指摘した。担任業務や進路指導、部活動指導など、それぞれが力を入れたい「生徒との関わる時間」を確保するためには、勤務時間を減らすためにそこを削らざるを得ないという構造的な矛盾を訴えた。校舎等の老朽化については、公立学校の魅力化が叫ばれる一方で、中学生が学校見学に来た際に落胆するようなトイレの老朽化やエアコンの未設置箇所が残されており、公的施設として適切か疑問視されている現状を伝えた。

終盤、浮島議員から、児童養護施設等で過ごす子どもたちが、将来の展望が持てず進学を諦めてしまう現状があること、また、体験授業の減少による経験不足を防ぐための施策として、18歳以下を対象とした指定劇団の観覧無料化や引率の半額制度などが紹介され、情報共有を行って要請を終了した。

なお、要請終了後には、日高教として「N-E. X. T. ハイスクール事業」における「地域連携」の分野が形骸化していないか、今後も動向を注視していくことを確認した。

＜公明党要請＞



要望書を手交する
廣瀬中央執行副委員長と要請団

はじめに、宮崎勝参議院議員（労働局長）より挨拶をいただいた後、廣瀬団長から「地方の高校・特別支援学校の教職員の声をしっかりと聴いていただきたい」と挨拶をし、要望書の内容について説明を行った。特に、要望内容のうち以下の3点について詳細を伝えた。

1点目は、休暇、休業制度についてである。少子高齢化が進む現代社会において、働きながら子どもを産み育てるための休業制度の充実が大きな課題となっている。若年層から高齢層まで幅広い世代が働くなか、子の看護等休暇の取得要件の拡充や、対象年齢引き上げ、さらには孫まで対象を広げる必要性を訴えた。

また、全国的に不登校の児童生徒が増加するなか、そうした子どもを養育する教職員も多く存在する。年休が足りずに離職を余儀なくされる保護者も少なくないことから、教職員の離職を防ぐためにも、不登校の子どもを持つ保護者をカバーできる新たな休暇制度等の創設を要望した。

2点目は、N-E. X. T. ハイスクール構想についてである。私立高校の実質無償化に伴い、地方を中心に公立高校の定員割れ(倍率1倍未満)が増加し、生徒の流出が懸念されている。そのなかで、同構想は非常に有意義である一方、学校現場のさらなる負担増につながる懸念もある。制度を実現するためのリソースや教員の人材確保が難しくなることが予想されるため、教員だけに負担が集中しないよう、専門家等の加配措置や地方における人材確保の支援を強く求めた。

3点目は、教育予算と人材確保についてである。定年延長に伴い、60歳以降は給料が7割に下がるにもかかわらず、学校の規模によっては担任や校務分掌の部長職を担っている実態がある。暫定再任用になると、期末・勤勉手当も減額されるため、志ある教員が60歳を前に退職してしまうケースが起きており、人手不足の加速度的な進行が懸念されることを指摘した。具体的な事例として、栃木県で寄宿舎が2校閉鎖され、そこにいた寄宿舎指導員が、知的障害特別支援学校に「出張」という形で1人ずつ配置されている現状を提示した。寄宿舎指導員の確保や適正配置について、国から各自治体へきめ細かな指導を行うよう要望した。

その後、公明党の佐々木参議院議員（労働局次長）より、部活動、外部専門家の配置、教員採用試験について質問があり、日高教側から次のように回答した。

部活動については、現在の部活動手当の額が実際の業務(競技指導だけでなく、それに連動する業務)に見合っているかどうかの課題を提示した。外部専門家等の配置については、ICT支援員やSSW等のさらなる配置の必要性を挙げた。教員採用試験については、他県との併願状況の実態や、育休等からの効果的な復職支援の検討の必要性などを伝えた。

最後に、宮崎議員から「本日の内容を竹谷代表にも伝え、党としてしっかりと取り組んでいきたい。私立高校の授業料無償化が公立高校に与える影響や、教員の働き方改革も含めて注視していく。いただいた意見を踏まえ、高等学校・中等教育・特別支援学校の教育の充実に向けて、全力で取り組むので、引き続きご指導いただきたい」と挨拶をいただき、要請を終えた。

＜各県選出国會議員要請＞

各県選出の国会議員に対する要請も関係省庁・政党要請に続いて行われ、各県執行部を中心に要望書等にもとづいて現場の声を届けた。

春季独自要請行動決議

2026年度春季独自要請行動において、日本高等学校教職員組合は、教職員の勤務環境と待遇、教育現場を取り巻く課題を解決すべく決議をおこなう。

1. 教育環境について

2026年4月より、私立高校を含めた高校の授業料が無償化となったことや近年の少子化により、2026年度の公立高校の入試では、定員割れとなる学校の全国的な増加傾向が見られる。公立高校の今後の在り方を検討するとともに、次期学習指導要領に向けて展開される教育施策が真に教育の振興と充実に資するため、教育現場の第一線に立つ現場の意見を関係当局に反映させる必要がある。



決議文を朗読する
若林 徹大先生

2. 処遇について

給特法の改正により、教職調整額が2026年1月より段階的に引き上げられることとなった。また、学級担任加算がある一方で、義務教育等教員特別手当や給料の調整額は今後も段階的に引き下げられる。昨年度実施された教員採用試験の全国平均倍率は、2024年度実施から2年続けて3倍を切るなど減少傾向にある。さらに、教育職員の精神疾患による病気休職者は、依然として多い状況にあるなど、多くの自治体では教員不足が大きな課題となっている。また、学校現場では、多くの再任用職員の経験や知識、技術に頼っている現状もある。なり手を増やし、すべての教職員がモチベーションを保ちながら働き続けていくためにも、給与をはじめとした処遇の改善を求めている。以上、決議する。

3. 勤務環境について

給特法の改正により、学校における働き方改革の一層の推進が示され、服務監督教育委員会は「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し実施することとなっている。わたしたち教職員が、児童生徒としっかりと向き合い、教職員としての誇りとやりがいをもって働いていくために必要な業務改善や人材の確保について、学校現場の状況とともに各省庁、政党に継続して訴えていかなければならない。

わたしたちは、高校・中等教育学校及び特別支援学校において義務教育の35人学級に続き教職員定数の改善や施設・設備の充実など、教職員が安んじて職務に専念できる身分と職場環境が整備されるよう、教育予算の拡充を求めている。以上、決議する。

日高教は固き団結のもと、学校現場の実態や教職員の意見を反映した教育施策の実現、教職員の待遇・勤務条件の改善、社会保障制度全般の整備・充実などに向け、組織の総力を挙げて取り組んでいく。

以上、決議する。
2026年6月1日

日本高等学校教職員組合
独 自 要 請 行 動